

2013年  
9月15日

No.173

# さざなみ

〒520-2141

大津市大江6丁目23-24

浦谷貞子 気付

## さざなみネット

(金融労連・全国金融産業労働組合滋賀分会)

TEL・FAX 077-545-5154

## 近畿地協第7回常任幹事会

# 定期大会を10月26日京都で開催

9月1日、近畿地協第7回常任幹事会が大阪国労会館で開かれ、近畿各地から14人が集まりました。さざなみネットからは山崎書記長が、常任幹事として参加しました。

- ・ミニ学習会が、富士野副議長の指導でパンフレット「全批判 自民党改憲案」を参考にして持たれました。昨年末の総選挙で、危険な「改憲連合」が出現しました。自民党が狙う改憲の中身はどのようなものか、具体的に12項目にわたって検証しました。天皇の元首化、国防軍の設置や集団的自衛権の容認、公の秩序や緊急事態を理由とした基本的人権の制約など極めて危険な内容であることがわかりました。「改憲ノー」の草の根の結集のため、奮闘することを確認しました。(参考 裏面 金融労連定期全国大会決議 「憲法改悪に反対する決議」)
- ・金融労連中央執行委員・金融ユニオン中央執行委員・近畿地協事務局・各単組支部部分会が、前回会議以降の活動報告をしました。

(議案)

- ・金融労連全国大会について  
参加者、発言者や議案などについて討議しまし

た。  
・近畿地協第8回定期大会について  
大会の日程場所、参加の呼びかけ、大会役員などについて相談しました。日時、場所は次の通りです。



然林房の外観

日時 10月26日(土)

場所 京都市 ホテル然林房

## 金融ユニオン定期全国大会 浦谷代議員の発言

私たちさざなみネットは、銀行のOBが経験を生かし活動しています。それぞれ退職後7年から9年たちましましたが、毎月分会

会議を開き、社会や銀行・職場の動き、仲間の声、相談などを持ち寄って話し合ってきました。

このような情報を、機関紙「さざなみ」に載せ、毎月2回発行し、「金融労連」や「金融ユニオン」などと共に組合員やニュース会員へ郵送、またホームページにも掲載しています。

組合員や仲間からの労働相談は、分会会議で状況を判断し、今後どうするかなど相談してきました。その中で異常な職場状況、組織的な攻撃、労働相談の方法などを学んで (裏面へ)



発言をする浦谷代議員



岩波 美智子さん 画

(前面から) きました。

また新年会や懇親会などを開催して、職場の実態を聞き、相談しながら解決めざしています。

メーデーや憲法をつどい、母親大会、原発ゼロに向けた集会や学習会などに積極的に参加し、原水禁の平和行進も金融労連の仲間や先輩組合員とともに、金融労連の旗の県内行進をしました。他に民主団体主催の催しなどにも積極的に参加しています。

## 代議員の発言 参加者を激励・組織拡大強化を確認

- ・東京での2つの裁判（ステートストリート信託銀行とアメックス）の状況と支援の訴え
- ・三菱東京UFJ銀行、非正規労働者の直雇用化に関する闘い
- ・新生銀行の長期自宅待機者への退職勧奨
- ・静岡銀行、非正規労働者への制服復活の取組
- ・長期休暇から復職をめざす組合員のリハビリ勤務などの受け入れ態勢づくりの取組
- ・同一職場から複数の組合員を増やしている経験
- ・七十七銀行の賃下げを伴う新人事制度反対の取

組

- ・十六銀行、合併直後の労働者向けの宣伝行動、地協の支援状況

- ・退職日変更協議の内容など

- ・愛知県中央信組での裁判の報告と支援
- ・55歳時の賃下げについて是正の闘い
- ・職場のパワハラ・時間管理適正化をめざす取り組み、多数派組合に負けない奮闘の決意
- ・身障者のATM改善実現に向けた取り組み
- ・組合費の金額、入金状況など

全国での様々な活動が、参加者を激励し、引き続き組合員を増やす取り組みを強めようと確認しました。



新執行部の挨拶

# 憲法改悪に反対する決議

安倍総理は参議院議員選挙中にも憲法96条改正を表明していましたが、参議院選挙勝利を受けて改憲に向け暴走しようとしています。

その目的は、良民党改憲案によれば、憲法9条を改正して「国防軍」を創設し、日本を戦争のできる国に変えることです。麻生財務大臣の「ナチス政権の手口に学んだらどうか」との発言には、早くなんとしても改憲を進めたいという自民党の欲望が現れています。

戦後68年間、日本は海外に軍隊を派遣することなく、話し合いで紛争を解決してきました。これは、憲法9条によるところが大きく、世界の多くの人が日本国憲法を高く評価しています。

そこで首相は改憲の足がかりとして、集団的自衛権行使を認めさせることで憲法9条を事実上変えることを狙っています。

集団的自衛権とは、同盟国などが武力攻撃を受けた際、それを自国への攻撃とみなして武力を行使できる権利です。日本政府はこれまで戦争の放棄、戦力・交戦権の否認を定めた憲法9条に違反するとして、行使を禁じる見解を示してきましたが、それを変更しようというのです。

条文を変える改憲は、96条の規定で国民投票に最終判断が委ねられますが、政権が今回目論む解釈変更では国民は直接意見を言う場が一切ありません。政府見解を変えれば、それを実行できるよう軍備拡張の動きが加速するのは必至であり、本格的な改憲へ進み、自民党改憲案が掲げる国防軍創設が現実のものとなります。

戦争や暴力により紛争を解決しようとするのは、進歩し続けなければならない人類にとって、時代を逆行することではありません。

日本は第二次世界大戦を通じて、侵略国として、また唯一の被爆国として、戦争の愚かさ、悲惨さを経験している国です。その経験を活かして、日本が世界平和のために役割を果たさなければなりません。そして、その礎となるのが日本国憲法です。

「世界の宝」である日本国憲法を改悪することは断じて許せません。

私たち金融労連は憲法改悪を断固反対することをここに決議します。

2013年9月15日

